

量子技術人材育成協働コンソーシアム規約

令和3年9月1日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は、「量子技術人材育成協働コンソーシアム」とする。

(目的)

第2条 本コンソーシアムは、量子技術高等教育拠点（以下「拠点」という）と連携し、量子技術分野の人材育成における産学官連携を推進するために国立情報学研究所に設置する。具体的には、量子技術研究者・技術者の育成、量子技術の社会実装を担う幅広い人材の育成、量子技術リタラシーの向上、融合的な量子技術研究を推進するコミュニティの涵養など、長中期的な量子技術の高等教育を実践・支援することを目的とする。

(拠点との関係)

第3条 本コンソーシアムは、拠点の活動を大学等以外へ拓き、産学官にわたる量子技術分野における人材育成や融合研究等を円滑に行うため、拠点に併設する。

1. 拠点の参加機関（拠点事業に参加している大学等）と拠点の利用機関（拠点事業で情報・システム研究機構と合意書を交わし拠点のサービスを活用している大学等）はすべて、本コンソーシアムを構成する機関となる。

(活動)

第4条 本コンソーシアムの目的を達成するため、構成機関は、次に掲げる活動を行う。

1. 拠点が提供するサービスを活用した教育活動
2. 拠点が開発する教材コンテンツへの素材の提供
3. 拠点が実施する人材育成のための活動への協力
4. 参加機関と協力して行う量子技術リタラシー向上を目的とした活動
5. その他、量子技術分野の人材育成に資する産学官連携を推進する活動

(事務局)

第5条 本コンソーシアムの事務局は、拠点の事務局が兼任し、本コンソーシアムの設置・運営を行う。

第2章 構成機関

(構成機関)

第6条 本コンソーシアムは、次の各号に掲げる機関又は部署等（以下「機関等」という）をもって構成機関とし、個人で参加することはできないものとする。

1. 拠点の参加機関
2. 拠点の利用機関
3. 企業
4. 国立研究機関

2 構成機関は、入会にあたり、代表者を指名し、運営委員会へ届け出るものとする。

(参加条件)

第7条 本コンソーシアムへの参加は、以下の手続によるものとする。

1. 構成機関となろうとする機関等は、入会申込書を本コンソーシアム議長宛て提出することにより入会を申し込むものとし、入会申込書に基づき、運営会議においてコンソーシアムへの入会が承認される。
2. 運営会議は、申し込みを行った機関等に承認の可否を申込日から1ヶ月以内に事務局を通じて通知する。
3. 承認の通知を受けた機関等は、承認の通知のあった日より1ヶ月以内に、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構と入会に関する覚書を締結することで、構成機関となる。
4. 本コンソーシアムは、構成機関から会費を徴収しない。

(除名)

第8条 構成機関は、本コンソーシアム議長宛て書面により退会を申し出ることにより、本コンソーシアムから退会することができるものとする。

2 構成機関は、次に該当する場合、本コンソーシアムから除名される。

1. 第9条（禁止事項）に定める禁止事項への違反が認められ、運営会議において除名が決議されたとき

(禁止事項)

第9条 構成機関は、本コンソーシアムの活動において、以下の行為をおこなってはならないものとする。

1. 本規約に反する行為
2. 他の構成機関、第三者若しくは拠点及び本コンソーシアムの財産及びプライバシー

等の権利利益を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

3. 他の構成機関、第三者若しくは拠点及び本コンソーシアムに不利益や損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
4. 本コンソーシアムにおける活動の際に、営業活動やその他自己の利益を図る行為、または営業目的やその準備を目的とした行為
5. 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為
6. 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為またはその恐れのある行為
7. 反社会的行為や拠点の名誉を傷つけるような活動や行為
8. その他、本コンソーシアムが正当な理由に基づき不適正と判断する行為

(反社会的勢力の排除)

第10条 構成機関は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

1. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ若しくは特殊知能暴力集団等又はこれらに準ずる者（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という。）であること
2. 反社会的勢力が経営を支配し、又は経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
3. 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって利用するなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
4. 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる関係を有すること
5. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

第3章 運営

(運営会議の構成員)

第11条 運営会議は、参加機関である構成機関からの代表者および運営会議が認めた者をもって構成する。

(議長)

第12条 運営会議は、議長を選任し、指名する。

2 議長は、必要と認めるときは、運営会議の構成員から議長代理を指名することができる。

(招集)

第13条 運営会議は、議長が招集する。ただし、運営会議の複数の構成員より請求があった場合には、議長または議長代理が速やかに運営会議を招集する。

(権限)

第14条 運営会議は、次の権限をもつものとする。

1. 規約の制定、変更及び廃止の決定
2. 入会の承認及び除名の決議
3. 本コンソーシアムの活動内容の承認
4. 本コンソーシアムの活動方針の決定

第4章 雑則

(免責)

第15条 本コンソーシアムは、構成機関が被ったいかなる損害についても損害を賠償する責任を負わないものとする。

2 構成機関は、他の構成機関又は第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって解決し、本コンソーシアムに損害を与えることのないものとする。

3 構成機関が本規約に反した場合、又は不正若しくは違法な行為によって拠点に損害を与えた場合、本コンソーシアムまたは拠点は当該構成機関に対して損害賠償請求を行うことができるものとする。

(個人情報)

第16条 会員に関する個人情報は、本コンソーシアムの運営及び会員サービス関係事務のため利用するものとし、個人情報保護法に基づき取り扱うものとする。

第5章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第17条 本規約は、運営会議の決議をもって変更することができる。

(解散)

第18条 本コンソーシアムは、次の理由によって解散する。

1. 運営会議の決議
2. 拠点の解散

附 則

- 1 本規約は、令和3年9月1日から施行する。